

ゆうゆうバスに代わる外出支援策（市の案）

※ゆうゆうバスを、令和2年4月30日で廃止し、以下の代替策を実施する（案）

作成：日本共産党市会議員団
（12月11日全員協議会の資料及び説明より）

事業内容	① ICカード運賃補助	②交通不便地区の車両運行（寺・神宮寺のみ）	③高齢者タクシー助成	④重度障がい者タクシー助成	⑤妊婦タクシー助成	⑥障がい者施設の送迎車両購入に補助
事業名	交通系 ICカード活用公共交通機関運賃補助事業【新規施策】	公共交通不便地区移動支援事業【新規施策】	高齢者外出支援サービス事業【拡充施策】	重度障がい者移動支援サービス事業【拡充施策】	妊婦移動支援サービス事業【新規施策】	送迎車両購入費助成事業【新規施策】
対象者	次の者のうち、市民税非課税の者（本人） ●75歳以上の高齢者 ●65歳以上75歳未満の障がい者手帳所持者（身体5・6級、療育B2、精神3級） ●障がい者手帳所持者（身体1級～4級、療育A・B1、精神1・2級） 【経過措置期間（令和5年3月31日まで）の対象者】 ●新制度切替え以前の令和2年3月31日までにゆうゆうバス乗車証を所持している方。 ※所得制限は設けない。	●①のICカード補助等事業の対象者（経過措置対象者を含む。）のうち、次のいずれかの条件に該当する方を予定。 (1)寺・神宮寺地区に住所を有する方 (2)寺・神宮寺地区に通勤・通所をされている方 ●事業①・③・④・⑤との併用不可。	●65歳以上で、介護保険で要介護3以上の認定を受けている在宅の高齢者 ●事業①・②・④・⑤との併用不可。	在宅の障がい者手帳所持者のうち「重度」認定者 ●身体障害者手帳：1・2級（下肢・体幹・運動機能・視覚・腎臓・呼吸器・肝臓・免疫） ●療育手帳：A ●精神障害者保健福祉手帳：1級 ●年齢制限なし ※下線部は拡充箇所 ●事業①・②・③・⑤との併用不可（福祉タクシーのみ利用の場合をのぞく）。	●妊婦 ●事業①・②・③・④との併用不可（福祉タクシーのみ利用の場合は④と併用可）。	障害者総合支援法に基づく障がい者就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を実施している市内の法人 ※助成対象は令和4年3月31日まで、この期間に1回限り助成。
助成内容	(1)京阪バスポイント付与2000ポイント(1回/年) (2)交通系ICカードの運賃補助 上限2,000円(1回/年) (ICカードの利用履歴による路線バス・鉄道利用実績の確認に基づき、補助する。) (注)上記の(1)または(2)のいずれかの選択とする。 ○対象者のうち、障害者総合支援法に基づく同行援護、行動援護の支給決定を受けている方は、別途対象者本人へ1名分を加算(1回/年)	・路線バス・鉄道が充足していない地区で、かつ、これまでゆうゆうバスがカバーしていた地区（寺・神宮寺）でワンボックスタイプの車両を運行 ・運賃は無料 ・定時定路線運行を想定 ※起終点をゆうゆうセンター、或いは河内磐船駅付近で想定。 停留所は、寺会館～ワーキングエリア前～神宮寺集荷場～松塚上池間の往復を想定。 ・乗車定員8人から9人までの車両1台の運行を想定	・タクシー初乗料金相当分を助成（現行690円） ・交付枚数 24枚/年 ※市と契約したタクシー事業者に限る	・タクシー初乗料金相当分を助成（現行690円） ・交付枚数 24枚/年 ※市と契約したタクシー事業者に限る	・タクシー初乗料金相当分を助成（現行690円） ・交付枚数 10枚/1回の妊娠期間につき ※市と契約したタクシー事業者に限る	・送迎車両購入費の1/2を基準とし、100万円を上限とする。 ※助成する車両数は法人につき、1台とする。 ※車両タイプは問わない。ただし、新規購入に限る。（買替は除く） ※助成対象期間は、令和4年3月31日までとし、この間に1回限りの助成とする。
	予算見込：1700万円	予算見込：600万円	予算見込：700万円	予算見込：500万円	予算見込：100万円	予算見込：500万円

パブリックコメント概要

「ゆうゆうバス」に代わる新たな高齢者、障がい者等への外出支援策について（案）

- 期間 : 12月20日（金）～ 令和2年1月31日（金）まで
- 提出先 : 交野市福祉部福祉総務課（ゆうゆうセンター内）
 - ・郵送・書面提出 : 〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1
 - ・ファクシミリ番号 : 072-895-6065
 - ・電子メールアドレス : hukusi-soumu@city.katano.osaka.jp